

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県公立学校教職員履歴書取扱規程（昭和53年新潟県教育委員会告示第3号）の一部を次の表のように改正し、改正後の別表の規定は令和7年6月1日から適用する。

令和7年7月15日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表 記入要領			別表 記入要領		
区分	欄名	記入要領	区分	欄名	記入要領
(略)			(略)		
甲号（裏）	(略)		甲号（裏）	(略)	
	発令事項	(略) (1) ～ (6) (略) (7) <u>拘禁刑</u> 以上の刑を受けた事実に関する事項 (8) ～ (12) (略)		発令事項	(略) (1) ～ (6) (略) (7) <u>禁固</u> 以上の刑を受けた事実に関する事項 (8) ～ (12) (略)
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
(略)			(略)		